保育所等入所（転所）申込に関する重要事項確認書及び同意書

※以下の事項は、保育所等の入所（転所）申込にあたり重要なことです。該当される事項をよく読み、ご理解のうえ、確認欄のすべてに☑をつけ、署名してください。**チェック漏れ、署名漏れがあった場合申込は無効となります。**

申込者全員が確認必要な重要事項	確認欄
「生駒市保育所等入所案内」をよく読み、内容について確認しました。（「生駒市保育所等入所案内」は生駒市HPからもダウンロードしていただけます。）	□
選考は申込締切日までに提出された書類で審査します。必要な書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。	□
支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書の点線部分、太枠内すべてに記入があることを確認しました。	□
就労証明書等、他提出書類に署名（自署）があることを確認しました。	□
就労証明書等、他提出書類に不備がないことを確認しました。	□
入所希望保育所等はすべて通所可能であることを確認しました。（**内定後の辞退は次回以降の選考（同年度内）で減点**があります。）	□
入所後も含め、今後就労証明書等の再提出依頼並びに就労先へ状況を確認させていただくことがあります。	□
18歳以上、65歳未満の同居の親族等がいる場合に保育を必要とすることが分かる書類が未提出の場合、減点対象となります。 （就労等の場合は就労証明書（就労条件が1日3時間以上かつ週3日以上であること）、学生の場合は出産・就学申立書及び在学証明・カリキュラム）	□
入所後も含め、今後申込内容（就労状況・家族構成・子どもの健康状態等）に変更があった場合は、速やかに幼保こども園課に申し出、必要書類を提出します。申し出をせず、書類が提出できない場合は、保育の実施を解除されても異議を申立てません。 ※申込内容が事実と異なる場合、入所内定の取消や退所となる場合があります。	□
申込時の就労状況（就労先・就労日数・就労時間等）が入所後も継続するものとして選考します。入所内定後又は入所時点で、転職等により**就労状況に変更があった場合は内定取消又は退所となる場合があります。**	□
入所希望保育所等に変更がある場合は、各月の申込締切日までに「保育所等入所申込に係る希望施設変更届」を幼保こども園課まで提出してください。	□
保育所等入所申込みを取り下げる場合は、各月の申込締切日までに「保育所等入所申込取下届」を幼保こども園課まで提出してください。	□
入所後、年度途中に行われる次年度の継続調査において、書類未提出の場合や保育の要件を満たせない場合は、保育の継続ができません。	□

転入予定でお申込みされる方が確認必要な重要事項	確認欄
入所月の前月末までに、生駒市に転入（住民票異動及び手続き完了）することができず、 入所月中に保育所等に通園できない場合は、**内定を取消し、同年度内の次回以降の選考で減点**があります。	□
上記内容を確認し署名してください	**入所月の前月末までに申込子ども、及び保護者の転入手続きを完了し、入所月中に通園することを誓約します。左記が守れない場合は、内定取消になっても異議を申し立てません。　＜署名　＞**

産前・産後休暇中にお申込みされる方が確認必要な重要事項	確認欄
申込時に必ず復職誓約書を提出してください。（提出がない場合、復職の意思が確認できないため申込無効となります。）	□
原則、出産要件での取扱いとなります。入所月中に復職する場合のみ就労要件での取扱いとなります。	□
産後休暇期間が終了した後は「□1.復職します　or　□2.育児休業を取得します」 （育児休業を取得する場合、産後、育児休業開始日までに育児休業期間の記載がある就労証明書を提出してください。提出済の復職誓約書の内容に変更がある場合は、復職誓約書の再提出も必要となります。）	□1　□2 （該当する方に☑）
復職後、期日までに必ず復職証明書を提出します。また、復職後3ヶ月間の就労実績の記載がある就労証明書を提出します。 **※復職証明書・就労証明書の提出がない場合は、退園になります。**	□

育児休業中にお申込みされる方が確認必要な重要事項	確認欄
申込時に必ず復職誓約書を提出してください。（提出がない場合、復職の意思が確認できないため申込無効となります。）	□
就労証明書に記載ある育児休業期間が終了したが、保育所等の入所が決定していない場合は「□1.復職します　or　□2.育児休業を延長します」	□1　□2 （該当する方に☑）
☑1.復職しますを選択の方 復職後は、「□1.週3日以上かつ月64時間以上認可外保育施設・一時預かり事業等を利用する　□2.その他（　　）」 ※□1を選択される場合、ひと月分（1日～末日）の利用実績ができ次第、利用月の翌月10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに保育施設利用証明書を提出してください。	□1　□2 （該当する方に☑）
☑2.育児休業を延長しますを選択の方 就労証明書に記載ある育児休業終了日から1ヶ月以内に、延長された育児休業期間の記載がある就労証明書を提出してください。	□
復職後、期日までに必ず復職証明書を提出します。また、復職後3ヶ月間の就労実績の記載がある就労証明書を提出します。 **※復職証明書・就労証明書の提出がない場合は、退園になります。**	□

生駒市長　宛

保育所等の入所（転所）申込にあたり、上記の内容を確認したうえで、同意します。

年　　月　　日

保護者①氏名（署名）

保護者②氏名（署名）